

令和3年8月17日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料
(最終報)

国道10号^{りゅうがみず}竜ヶ水地区の通行止めについて

【 通行止め解除 】

令和3年8月17日16時30分

○令和3年8月17日11時10分から全面通行止めを実施して
いました国道10号^{りゅうがみず}竜ヶ水地区において、走行の安全が確
認されたため、本日16時30分をもって通行止めを解除し
ました。

○通行止め解除区間

【国道10号】^{あいらししげとみ}始良市重富から^{かごしましよしのちょういそ}鹿児島市吉野町磯までの間
(延長=約11.3km)

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

技術副所長

^{さかもと}坂本 ^{じゅんいち}淳一

計画課長

^{まつお}松尾 ^{かずとし}和敏

TEL : 099-216-3111 (代表)